




# 自転車の幼児用座席に乗車させることのできる者の年齢制限が改正されました。

※ 茨城県道路交通法施行細則の一部改正【令和3年4月15日施行】

自転車の幼児用座席に乗車させることのできる者を

「6歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」に改正

保育・就学等	幼稚園・保育園など		小学校
子供の成長		 誕生6歳の日	
【改正前】	乗せることができる○	乗せることができない×	乗せることができない×
【改正後】	乗せることができる○	乗せることができる○	乗せることができない×

幼児を保護する責任のある方は、自転車に乗車させるとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めてください。

**カチッと締める！ あごひも・ベルト！**

子供の安全は保護者の責任です



茨城県警察

